

## 令和8（2026）年度県立高校入学者選抜入学考査料の電子納付に係るQ & A

Q1 電子納付の申請は、パソコンからしかできないのですか。

A1 スマートフォンやタブレット等の端末からでも可能です。

Q2 決済手段にはどのようなものがありますか。

A2 クレジットカード、PayPay、メルペイネット決済、楽天 Edy、モバイル Suica、ApplePay、Pay-easy、コンビニ支払いから選択できます。

Q3 プリンタが自宅にない場合にはどうすればよいですか？

A3 自宅以外の端末からでも電子申請システムにログインできます。中学校に相談してください。

Q4 一つの入学者選抜に係る入学考査料の納付について、電子納付と栃木県収入証紙による納付の併用（例1000円分は電子納付で、1200円分は収入証紙）は可能ですか。

A4 併用はできません。電子納付か栃木県収入証紙による納付のいずれかの方法で入学考査料を納付することになります。

Q5 電子納付可能期間外に電子納付できますか。

A5 できません。特別の事由がある場合には、中学校を通じて高校教育課に御連絡ください。なお、入学考査料の納付後、出願書類に必要事項を記載し、中学校を通じて出願することになります。そのため、中学校に出願書類を提出するまでに納付を完了する必要があります。

Q6 誤って複数の高校の申請フォームから電子納付をしてしまった場合、返金してもらえますか。

A6 中学校を通じて当該高校（受検しない高校）に連絡の上、定められた返金手続きをとってください。

Q7 高校を間違えて電子納付してしまった場合、正しい志願先高校について新たに納付する必要はありますか。

A7 新たに正しい志願先高校に納付する必要があります。また、間違えて電子納付してしまった高校には、中学校を通じて連絡し返金手続きをとってください。

Q8 パスワードを忘れたときはどうしたらよいですか。

A8 パスワードの再設定を行ってください。栃木県ホームページの電子申請システムのページに対応方法が記載されているので参考にしてください。

Q9 一般選抜を受検する予定の受検者が、誤って同一校の特色選抜の申請フォームから入学考査料の電子納付をしました。新たに一般選抜の申請フォームから納付する必要はありますか。

A9 ありません。ただし、事務処理の都合上、中学校を通じて速やかに志願先高校に連絡をしてください。

Q10 入力内容に不備があるまま、納付完了してしまった場合どうすればよいですか。

A10 中学校を通じて、志願先高校に連絡をしてください。

※ 中高間で確認がとれれば、氏名等の誤変換程度は、返金処理をして申請し直す必要はありません。

Q11 A 海外特別選抜やB 海外特別措置等ほどの申請フォームから納付することになりますか。

A11 A 海外特別選抜は全日制課程の特色選抜と同一の申請フォーム、B 海外特別措置は全日制課程の一般選抜と同一の申請フォーム、定時制課程の海外特別措置は定時制課程の一般選抜と同一の申請フォームから申請することになります。保護者の転勤等に伴う特別出願に係る納付については、中学校を通じて高校教育課に御相談ください。

Q12 出願変更の際の電子収納の取扱いについてはどのような対応になりますか。

A12 収入証紙による納付の際の対応同様、すでに出願した高校に収納済証明をしていただき、出願変更先の高校へ提出することになります。最終的には県の歳入になるため、該当学校間での事務処理ができていれば問題ありません。

Q13 決済サービスを利用する際、決済手数料はかかりますか。

A13 かかりません。